



平成 25 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 OUGホールディングス株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 谷川 正俊  
 (コード番号 8041 東証第一部)  
 問合せ先 常務執行役員 中江 一夫  
 経営基盤グループ (TEL. 06-4804-3033)

## 「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入について

当社は、平成 25 年 11 月 20 日開催の取締役会において、当社グループ従業員に対する当社グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による当社グループ従業員の勤労意欲高揚を通じた当社グループの恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

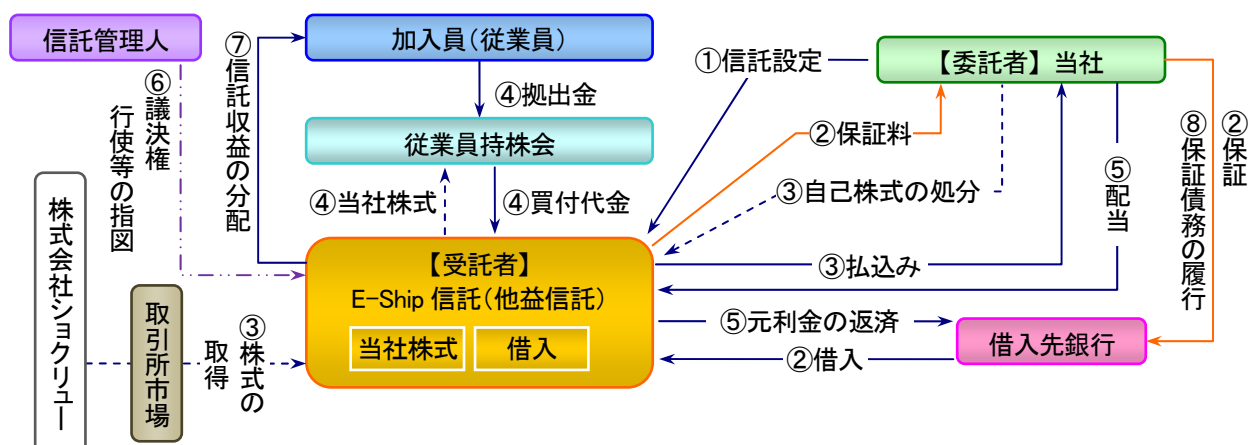
### 記

#### 1. 本プランの概要

本プランは、「OUGグループ従業員持株会」(以下、「本持株会」といいます。)に加入するすべての当社グループ従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「OUGグループ従業員持株会専用信託口」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、今後 4 年 2 ヶ月間にわたり本持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を予め取得します。その後、従持信託から本持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証しているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

本プランの導入に伴い、当社は保有する自己株式 491,000 株 (平成 25 年 9 月 30 日現在)の全株 (90,344,000 円相当)を従持信託へ一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分及び当社子会社による当社株式の譲渡に関するお知らせ」をご覧ください。なお、本プランの導入に際して従持信託は、本自己株式の処分によるものに加えて、当社の 100%子会社であります株式会社ショクリューが保有する当社株式も 499,000 株を上限として譲り受ける予定であります。

#### 2. 本プランの仕組み



- ① 当社が、受益者適格要件を充足する持株会会員を受益者とした E-Ship 信託（以下、「本信託」といいます。）を設定いたします。
- ② 本信託は借入先銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入に当たっては、当社、本信託、借入先銀行間で本信託の行う借入に対して保証契約を締結いたします。当社は、当該保証契約に基づき、本信託の借入について保証を行い、その対価として保証料を本信託から受け取ります。
- ③ 本信託は信託期間内に本持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、当社から取得するとともに、市場内立会外取引（ToSTNeT-1）を通じて当社の 100%子会社であります株式会社シヨクリューから取得いたします。
- ④ 本信託は信託期間を通じて、保有する当社株式を一定の計画（条件及び方法）に従って、継続的に本持株会に時価で売却いたします。
- ⑤ 本信託は本持株会への当社株式の売却により受け入れた株式売却代金、及び保有する当社株式に係る配当金をもって、借入の元利金等返済に充当いたします。
- ⑥ 本信託が保有する当社株式については、受益者のために選定された信託管理人が議決権行使等の指図を行います。
- ⑦ 信託終了時に信託内に残余財産がある場合には、受益者適格要件を充足する者に分配されます。
- ⑧ 信託終了時に借入が残っている場合には、保証契約に基づき、当社が弁済いたします。

### 3. 従持信託の概要

- (1) 名 称：野村信託銀行株式会社（OUGグループ従業員持株会専用信託口）
- (2) 委 託 者：当社
- (3) 受 託 者：野村信託銀行株式会社
- (4) 受 益 者：受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。）
- (5) 受益者適格要件：本信託契約で定める受益者確定手続開始日（信託期間満了日（平成 29 年 12 月 29 日）が到来し信託財産の換価処分が終了した日、信託財産に属する当社株式が本持株会へ全て売却された日等）において生存し、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）の規定による資産凍結等の経済制裁措置の対象者（外為法第 16 条に基づく外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）第 6 条第 1 項に定める告示により指定された対象者をいいます。）に該当せず、かつ、本持株会に加入している者（ただし、本信託契約の締結日である平成 25 年 11 月 21 日以降、受益者確定手続開始日までに定年退職、転籍、役員への就任、または再雇用制度により雇用されている者の退職によって会員資格を喪失したことにより本持株会を脱会した者を含みます。）を受益者とします。ただし、当社または当社の関連会社の役員または従業員ではない者については、所定の書類を信託管理人に対し送付することを要件とします。
- (6) 信 託 契 約 日：平成 25 年 11 月 21 日
- (7) 信 託 の 期 間：平成 25 年 11 月 21 日～平成 29 年 12 月 29 日
- (8) 信 託 の 目 的：本持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付であります。

（ご参考）

E-Ship®は野村證券株式会社の登録商標です。

E-Ship®（Employee Shareholding Incentive Plan の略称）は、米国で普及している従業員持株制度 ESOP

(Employee Stock Ownership Plan) を参考に、野村証券株式会社及び野村信託銀行株式会社が従業員持株会の仕組みを応用して開発した従業員向けインセンティブ・プランです。

以 上